



## 《会計・税務の知識》 消費税の課税期間

### はじめに

消費税法においては、課税期間の末日の翌日から2月以内に課税期間における消費税額を計算し、申告・納付をしなければなりません。この課税期間においては、3月ごと又は1月ごとの期間とすることもできます。

今回はこの課税期間について、原則、特例、メリット、デメリットについて述べていきます。

### 1. 課税期間の原則

#### (1) 個人事業者

個人事業者の課税期間は、原則、事業を開始した日が、いつであったとしても、その年の1月1日から12月31日までとなります。

#### (2) 法人

法人の課税期間は、原則、その事業年度となります。

### 2. 課税期間の特例

#### (1) 個人事業者

##### ①3月ごと

個人事業者の課税期間を3月ごとの期間にする時は、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、及び10月1日から12月31日までの各期間となります。

##### ②1月ごと

個人事業者の課税期間を1月ごとの期間にする時は、1月1日以後1月ごとの区分にした各期間となります。

#### (2) 法人

##### ①3月ごと

法人の課税期間を3月ごとの期間にする時は、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間となります。

##### ②1月ごと

法人の課税期間を1月ごとの期間にする時は、その事業年度をその開始の日以後1月ごとの区分した各期間となります。

### 3. メリット

#### (1) 消費税の還付を早期にうけることができる。

課税期間を3月ごと又は1月ごとにする、大きな設備投資を行った事業者や、輸出業を行っている事業者は、消費税の還付を早期にうけることができます。早期の資金回収が行えるため、資金繰りが楽になります。

#### (2) 簡易課税の選択等、各種届出の提出時期を早めることができる。

消費税の計算方法について簡易課税を選択した方が有利な事業者が、簡易課税の届出の書類の提出を失念してしまった場合等に課税期間を3月ごと又は1月ごととする旨の届出を提出すると、提出した期間の翌期間より簡易課税の適用等をうけることができます。

例) 個人事業者が、1月15日に課税期間を1月ごとにする旨の届出と簡易課税の選択する旨の届出を提出した場合は、2月1日より簡易課税の適用をうけることができます。

消費税法においては、様々な各種届出がありますが、課税期間を短縮することにより、上記のように届出の提出時期を早め、効力の発生を早めることができる場合もあります。

### 4. デメリット

#### (1) 事務負担が増大。

課税期間を3月ごと又は1月ごとにする、3月ごと又は1月ごとに消費税の確定申告・納付をしなければなりません。

また、課税期間を3月ごと又は、1月ごとにする事を選択してしまうと、その後2年間は、3月ごと又は1月ごとの課税期間を継続して適用しなければなりません。

### おわりに

なお、この規定を適用するには、課税期間を3月ごと又は1月ごととする旨の届出を提出する必要がありますが、届出の効力は提出した期間の翌期間より適用されるため、設備投資等をしてからでは、消費税の還付等を行うことはできません。大きな設備投資等をする予定等があるときは、お早目にご相談いただけますと幸いです。

(担当：上條)